

要綱案の取りまとめに向けた補充的な検討(3)

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という。）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

第1 非訟事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の1(1)と同様である。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手續代理人等

非訟事件の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 非訟事件の手續において裁判所から選任された者【P】

(説明)

本文アは、中間試案の第5の1(2)アと同様である。

なお、本文アは、申立て等につきインターネットを利用してしなければならないとする者の範囲（義務付ける者の範囲）について、民訴法と同様とするものであるが、非訟事件の手續では、非訟法第22条の規定があるのであり、具体的には、委任を受けた手續代理人のうち、同条第1項ただし書の許可を得て手續代理人となったものを除いて、インターネットの利用を義務付けるものである。

また、中間試案の第5の1(2)イ記載の論点は、今回取り上げていない。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

(説明)

中間試案の第5の2記載の論点は、今回取り上げていない。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の3と同様である。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の4(1)と同様である。

(2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べることができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第5の4(2)と同様である。

5 和解調書の送達又は送付【P】

(説明)

中間試案の第5の5記載の論点は、今回取り上げていない。

6 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 【P】

(注3) 裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型（借地非訟事件など）や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

(説明)

本文、(注1)及び(注3)は、中間試案の第5の6(1)、その(注1)及び(注3)と同様である。

中間試案の第5の6(1)(注2)記載の論点は、今回取り上げていない。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の

請求をすることができるものとする。

- ② 当事者は、電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第5の6(2)及びその(注)と同様である。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

非訟事件の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の7(1)と同様である。

(2) 公示送達

非訟事件の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の7(2)と同様である。

8 公示催告事件における公告

(1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の8の(1)と同様である。

(2) 裁判所のウェブサイト掲載【P】

(説明)

中間試案の第5の8の(2)記載の論点は、今回取り上げていない。

9 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の9の(注1)と同様である。

(2) 費用額確定処分申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第5の9の(注2)と同様である。

(3) その他【P】

(説明)

中間試案の第5の9の(注3)は、今回取り上げておらず、パブリック・コメントの手続を踏まえて検討することが考えられる。

なお、現行の非訟法には、和解に係る調書に誤りがあった場合やそれ以外の調書一般に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。現行の家事法には、調停において合意した内容を記載した調停調書の更正決定については規定があり（家事法第269条）、また、民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができるとの規律が設けられており（民訴法第160条の2。なお、和解調書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた（同法第267条の2。）、非訟事件の手続における和解に係る調書や調書一般についても、同様の規律を設けることとすることが考えられる。

第2 民事調停

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手続において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の1(1)と同様である。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の1(2)と同様である。

なお、本文は、申立て等につきインターネットを利用してしなければならないとする者の範囲（義務付ける者の範囲）について、民訴法と同様とするものであるが、民事調停の手続では、非訟法第22条の規定が準用されるのであり（民調法第22条）、具体的には、委任を受けた手続代理人のうち、民調法第22条において準用する非訟法第22条第1項ただし書の許可を得て手続代理人となったものを除いて、インターネットの利用を義務付けるものである。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の2(1)と同様である。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電

子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第6の2(2)と同様である。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の3と同様である。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の4と同様である。

5 調停調書の送達又は送付【P】

(説明)

中間試案の第6の5記載の論点は、今回取り上げていない。

6 事件記録の閲覧等

(1) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民調法第12条の6第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した

文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供(以下この(1)において「閲覧等」という。)の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第6の6(1)と同様である。

(2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停の手續における電子化された事件記録及び電子化されていない事件記録について、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の6(2)と同様である。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事調停の手續における電磁的記録の送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の7(1)と同様である。

(2) 公示送達

民事調停の手續における公示送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の7(2)と同様である。

8 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の8の(注1)と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の8の(注2)と同様である。

(3) 特定調停における手続については、民事調停の手続のIT化及び破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第6の8の(注3)と同様である。

(4) その他【P】

(説明)

中間試案の第6の8の(注4)は、今回取り上げておらず、パブリック・コメントの手続を踏まえて検討することが考えられる。なお、現行の民調法には、調停に係る調書に誤りがあった場合やそれ以外の調書一般に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。現行の家事法には、調停において合意した内容を記載した調停調書の更正決定については

規定があり（家事法第269条）、また、民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができるとの規律が設けられており（民訴法第160条の2。なお、和解調書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた（同法第267条の2）。）、民事調停の手続における調停に係る調書や調書一般についても、同様の規律を設けるなどすることが考えられる。

第3 労働審判

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第7の1(1)と同様である。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第7の1(2)と同様である。

なお、本文は、申立て等につきインターネットを利用してしなければならないとする者の範囲（義務付ける者の範囲）について、民訴法と同様とするものであるが、労働審判の手続では、労審法第4条の規定が適用されるのであり、具体的には、委任を受けた手続代理人のうち、同条第1項ただし書の許可を得て手続代理人となったものを除いて、インターネットの利用を義務付けるものである。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第7の2(1)と同様である。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第7の2(2)及び(注)と同様である。

3 裁判書及び調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第7の3と同様である。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(注) 労働審判手続の証拠調べにおけるウェブ会議又は電話会議の利用については、後記8で取り上げている証拠調べの規律が優先的に適用されることを前提としている(民事訴訟手続と同様の規律とする場合には、証人尋問はウェブ会議を利用することができるが電話会議を利用することはできず、証拠調べとしての参考人等の審尋(民訴法第187条第3項及び第4項参照)は原則としてウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることとなる。)

(説明)

中間試案の第7の4と同様である。

5 調停調書等の送達又は送付【P】

(説明)

中間試案の第7の5記載の論点は、今回取り上げていない。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る労審法第26条第1項の規律を基本的に維持し、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、電子化され

た事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注） 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（説明）

本文及び（注）は、中間試案の第7の6と同様である。

7 送達等

労働審判手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

（注） 労働審判手続における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

（説明）

本文及び（注）は、中間試案の第7の7と同様である。

8 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

（説明）

本文は、中間試案の第7の8の（注1）と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、中間試案の第7の8の(注2)と同様である。

なお、労審法第25条では、労働審判事件が終了した場合(労審法第18条及び第21条第5項に規定する場合を除く。すなわち、調停の成立又は労働審判の確定以外の事由により労働審判事件が終了した場合)において、必要と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件に関する手続の費用の負担を命ずる決定をすることができるとされている。中間試案の考え方をとる場合には、この点についても同様に、手続費用の負担を命ずる決定の申立ての期限についての規律を設けることが考えられる。その場合には、申立ての期限(10年)の起算日を定める必要があるが、労働審判事件の終了の日を起算日とすることが考えられる。

(3) その他【P】

(説明)

中間試案の第7の8の(注3)は、今回取り上げておらず、パブリック・コメントの手続を踏まえて検討することが考えられる。なお、現行の労審法には、調停に係る調書に誤りがあった場合やそれ以外の調書一般に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。現行の家事法には、調停において合意した内容を記載した調停調書の更正決定については規定があり(家事法第269条)、また、民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができるとの規律が設けられており(民訴法第160条の2。なお、和解調書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた(同法第267条の2。))、労働審判の手続における調停に係る調書や調書一般についても、同様の規律を設けるなどすることが考えられる。